

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年4月9日

【会社名】 シンバイオ製薬株式会社

【英訳名】 SymBio Pharmaceuticals Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼CEO 吉田 文紀

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門三丁目2番2号

【電話番号】 03(5472)1125

【事務連絡者氏名】 執行役員財務経理部長兼CFO 村田 賢治

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門三丁目2番2号

【電話番号】 03(5472)1125

【事務連絡者氏名】 執行役員財務経理部長兼CFO 村田 賢治

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】

第45回新株予約権証券	
その他の者に対する割当	10,800,000円
(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)	
	4,150,800,000円
第46回新株予約権証券	
その他の者に対する割当	6,600,000円
(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)	
	3,141,600,000円
第47回新株予約権証券	
その他の者に対する割当	5,700,000円
(新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)	
	3,170,700,000円

(注) 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券(第45回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	20,000,000個(新株予約権 1 個につき 1 株)
発行価額の総額	10,800,000円
発行価格	新株予約権 1 個につき0.54円 (新株予約権の目的である株式 1 株につき0.54円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	平成30年 4 月25日(水)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	シンバイオ製薬株式会社 法務部 東京都港区虎ノ門三丁目 2 番 2 号
払込期日	平成30年 4 月25日(水)
割当日	平成30年 4 月25日(水)
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 四谷支店

- (注) 1. 第45回新株予約権証券(以下、「第45回新株予約権」といい、第46回新株予約権証券(以下、「第46回新株予約権」といい。))及び第47回新株予約権証券(以下、「第47回新株予約権」といい。))とあわせて、個別に又は総称して「本新株予約権」といい。については、平成30年 4 月 9 日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後に本新株予約権の買取契約(以下、「本買取契約」といい。))を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし。ます。
3. 第45回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 第45回新株予約権の目的である株式の総数は20,000,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第45回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準</p> <p>第45回新株予約権の行使価額は、平成30年4月27日に初回の修正がされ、以後5価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して5価格算定日目の日の翌取引日(以下、「修正日」という。)に、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格((VWAP)の単純平均値の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた額(以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度</p> <p>行使価額は、5価格算定日に一度の頻度で修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限</p> <p>「下限行使価額」は当初113円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限</p> <p>20,000,000株(発行済株式総数に対する割合は37.0%)</p> <p>6. 第45回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限行使価額にて第45回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)</p> <p>2,270,800,000円(但し、第45回新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>第45回新株予約権の目的である株式の総数は20,000,000株(第45回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は1株)とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、第45回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第45回新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p>

新株予約権の行使時の払込金額

1. 第45回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各第45回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
2. 第45回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、207円とする(以下、「当初行使価額」という。)
3. 行使価額の修正
行使価額は、平成30年4月27日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、基準行使価額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間に本欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。
4. 行使価額の調整
- (1) 当社は、第45回新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$
- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- 本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

新株予約権の行使時の払込金額

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号乃至の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第45回新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

1円未満の端数を切り上げる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>(7) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第45回新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>4,150,800,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、第45回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第45回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第45回新株予約権を消却した場合には、第45回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第45回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第45回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る第45回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第45回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 第45回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>

新株予約権の行使期間	<p>1. 第45回新株予約権の行使期間 平成30年4月26日(当日を含む。)から平成33年4月26日(当日を含む。)までとする。</p> <p>2. 市場混乱事由 当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらず)とする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 第45回新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 四谷支店</p>
新株予約権の行使の条件	第45回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、第45回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会が定めた第45回新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)の10取引日以上前に第45回新株予約権の新株予約権者に通知することにより、第45回新株予約権1個当たり0.54円の価額(対象となる第45回新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する第45回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。第45回新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	第45回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、下記「(1)資金調達の目的」に記載の通りの目的のための資金調達を行う手法として、様々な資金調達方法を比較・検討してまいりましたが、下記「(4)本スキームの特徴」及び「(5)他の資金調達方法」に記載の通り、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、「(2)資金調達方法の概要」に記載した資金調達方法(以下、「本スキーム」といいます。)が現在の当社の資金需要を満たす最も適切な資金調達手法であることから、本スキームによるデメリットも考慮した上で、総合的に判断し、本スキームを採用することを決定しました。

(1) 資金調達の目的

当社の事業概要・事業の特徴・事業モデル

現在、がん・血液・ペインマネジメント領域における希少疾病分野の研究開発の多くは、欧米を中心に、大手製薬企業よりもむしろ、多くの大学・研究所、バイオベンチャー企業により創薬研究・新薬開発が活発に行われ、海外では既に数々の有用な新薬が医療の現場に提供されています。一方、これらの分野は開発に高度な専門性が求められ、開発の難度も高く、また大手の製薬企業が事業効率面、採算面で着手しにくいいため、日本を初めとするアジア諸国においては手掛けられていない「空白の治療領域」となっています。当社は平成17年3月に創業して以来、新薬の開発が遅れている「空白の治療領域」に特化したスペシャリティ・ファーマとして、参入障壁の高い、がん・血液・ペインマネジメント領域に焦点を当てた新薬の開発に取り組んでまいりました。

当社の開発第1号品である抗がん剤トリアキシン®((一般名:ベンダムスチン塩酸塩)については、導入から5年という短期間で製造販売承認を取得し、平成22年12月に国内販売を開始しました。現在、本剤は、承認を取得した適応症である再発・難治性の低悪性度非ホジキンリンパ腫の領域においては、既にエッセンシャル・ドラッグ((標準薬)となっております。製品価値最大化を図るため適応症追加の開発を進め、平成28年8月に慢性リンパ性白血病に対する効能追加の承認を取得し、さらに平成28年12月には未治療((初回治療)の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫に対する効能追加の承認を取得しました。現在、売上をさらに伸長させるべく、エーザイ株式会社とトリアキシン®のマーケティングに関する協働体制を一層強化することで、特に未治療((初回治療)の低悪性度非ホジキンリンパ腫及びマントル細胞リンパ腫における早期の市場浸透と第一選択薬のポジション確立を推進しております。再発・難治性の中高悪性度非ホジキンリンパ腫((びまん性大細胞型B細胞リンパ腫)については第

相臨床試験まで終了し、医療ニーズが高いことを受け、独立行政法人医薬品医療機器総合機構との協議を経て、現在第 相臨床試験を行っています。今後、さらに製品ライフサイクル・マネジメントを推進することにより、トリアキシン®の事業価値の最大化を図るべく、平成29年9月にイーグル・ファーマシューティカルズ社(本社:米国ニュージャージー州)との間でトリアキシン®液剤(RTD製剤及びRI製剤)の日本における独占的ライセンス契約を締結しました。これらの注射剤の適応症に加えて経口剤の開発を推進することにより、固形がんや自己免疫疾患に取り組み、更なる事業拡大の可能性を検討すべく、進行性固形がんを対象としてトリアキシン®経口剤の推奨投与量・スケジュール及び忍容性・安全性の検討を行い、がん腫を絞り込むことを目的として第 相臨床試験を開始しています。

平成23年7月に導入した抗がん剤リゴセルチブ注射剤 SyB L-1101及びリゴセルチブ経口剤 SyB C-1101については、トリアキシン®に続く主力開発品として位置付け、現在、骨髄異形成症候群を対象として開発を進めています。リゴセルチブ注射剤については、低メチル化剤による治療において効果が得られない患者又は治療後に再発した高リスク骨髄異形成症候群患者を対象とした国際共同第 相臨床試験において、現在、鋭意症例登録を進めており、目標症例数を早期に確保して本試験を着実に実行し、早期の製造販売承認申請を目指しています。リゴセルチブ経口剤については、ライセンサーであるオンコノバ社(米国ペンシルベニア州)が、初回治療の高リスク骨髄異形成症候群(アザシチジン併用)を目標効能とする第 / 相臨床試験、及び輸血依存性の低リスク骨髄異形成症候群を目標効能とする第 相臨床試験を進めています。米国での初回治療及び再発・難治性的高リスク骨髄異形成症候群を対象とした第

相臨床試験において追加設定された高用量の安全性を確認するために開始した国内第 相臨床試験を終えた後、速やかにアザシチジンとの併用試験を実施し、オンコノバ社が計画している初回治療の高リスク骨髄異形成症候群を対象としたアザシチジンとの併用による第 相国際共同試験に参加することを計画しております。また、輸血依存性の低リスク骨髄異形成症候群を目標効能とした開発については、オンコノバ社の開発状況を見据えながら検討してまいります。

当社が、平成27年10月にザ・メディシズ・カンパニー社(本社:米国ニュージャージー州、契約の相手先は同社完全子会社であるインクライン・セラピューティクス社)から導入したSyB P-1501については、入院期間中の短期術後急性疼痛管理を適応対象とした国内第 相臨床試験を平成28年6月に開始し、平成28年11月に最初の患者登録を完了し、その後症例集積が進行してまいりました。しかしながら、同社の本製品の事業の継続性について当社が懸念を抱く事実が生じたため、患者さんの利益を最優先する観点から、平成29年4月21日より新規症例登録を一時的に中断し、平成29年11月30日付にて同社とのライセンス契約を解除しました。当社はザ・メディシズ・カンパニー社によるライセンス契約の不履行に起因して生じた損害の賠償として、82百万米ドル(日本円換算で約90億円)の支払を求める仲裁を国際商業会議所の規定に基づき平成29年10月11日付で申し立てしております。(詳細は、平成29年11月13日付開示の「自己疼痛管理用医薬品「SyB P-1501」のライセンサーであるザ・メディシズ・カンパニーに対する仲裁申し立てについて」及び平成29年11月30日付開示の「ザ・メディシズ・カンパニーとのライセンス契約の解約について」に記載しております。)ライセンス契約の解約に伴い、本製品の開発は平成30年2月9日に中止しました。

このように、当社は、がん・血液・ペインマネジメントの領域を中心とした事業展開を行い、これらの領域における医薬品及び開発品を複数保有することにより、強固なパイプライン()を構築しています。

() パイプラインとは、承認・発売に至るまでの新薬の開発品群を指します。

<当社パイプラインの現状>

品目	適応症	第Ⅰ相試験	第Ⅱ相試験	第Ⅲ相試験	申請	承認
トレアキシシ® 凍結乾燥剤 FD製剤	再発・難治性 低悪性度NHL/MCL	2010年10月 承認済				
	慢性リンパ性白血病	2016年8月 承認済				
	未治療 低悪性度NHL/MCL	2016年12月 承認済				
	再発・難治性 中高悪性度NHL (r/r DLBCL)	2017年8月第Ⅲ相試験開始 症例登録中				
トレアキシシ® 液剤RTD製剤	全適応症	申請準備についてのPMDA相談				
トレアキシシ® 液剤RI製剤	全適応症	臨床試験準備中				
トレアキシシ® 経口剤	進行性固形がん	2018年1月第Ⅰ相試験開始				
	全身性エリテマトーデス(SLE)	前臨床試験準備中				
リゴセルチブ 注射剤	再発・難治性 高リスクMDS	国際共同第Ⅲ相試験 症例登録中				
リゴセルチブ 経口剤	再発・難治性 高リスクMDS 単剤	症例登録中				
	未治療 高リスクMDS 併用	アザシチジン併用準備中				
	輸血依存性 低リスクMDS 単剤	準備中				

(注) MDS：骨髄異形成症候群

中期経営計画達成のための更なるパイプラインの充実、製品ライフサイクルの延長、自社販売体制構築に必要な資金調達

平成30年2月7日に発表した中期経営計画(以下、「本中期経営計画」といいます。)においては平成33年度の収益化(当期純利益の黒字化)を最優先の経営目標に掲げておりますが、当社が中長期的な成長性を確保し、持続性と成長性、さらには収益性を兼ね備えた製薬企業へ転換するためには、次のような取組みを着実に推進していくことが求められます。

<導入済パイプラインの開発>

トレアキシシ®のパイプライン価値の最大化を図るべく、以下の開発を着実に進める。

- ・ 適応症の拡大：再発・難治性びまん性大細胞型B細胞リンパ腫を適応症とした第Ⅲ相臨床試験を計画通り終了し、平成32年上半年までに承認申請を目指す。
- ・ 製品ライフサイクルの延長：液剤(RTD製剤及びRI製剤)を平成33年上半年以降に順次市場投入し、早期に現行の凍結乾燥品から液剤への切り替えを進める。
- ・ トレアキシシ®経口剤の開発：進行性固形がんを対象に経口剤の第Ⅲ相臨床試験を進め、将来的に新たな治療選択肢を提供できるよう経口剤の製品化に取り組む。

トレアキシシ®に次ぐ新医薬品候補として、リゴセルチブ注射剤及び経口剤の臨床試験を進め承認取得を目指すことで、企業成長力を高め収益機会を拡充する。

<自社販売体制の構築>

トレアキシシ®の事業価値の最大化を図るべく、承認済適応症の浸透と自社販売体制の構築を進める。

- ・ 承認済適応症の売上拡大：未治療(初回治療)の低悪性度非ホジキンリンパ腫において更なる市場浸透を進めシェアの拡大を図る。
- ・ 平成32年12月のエーザイとの事業提携契約の満了、及びリゴセルチブ注射剤の上市時期を見据え、新たな事業提携の可能性による粗利分配とコスト負担配分のあり方との比較を検証しながら、利益の最大化を図るために自社販売体制の構築を進める。

<長期的な成長機会を確保するための新規ライセンス導入やM&A等の投資>

- ・ 長期的な成長機会を確保するため、トレアキシン®及びリゴセルチブに続く新規開発候補品を探索・評価し、ライセンス確保の検討を継続する。

以上の取組みを着実に進めていくためには、相応の開発資金、自社販売体制構築に向けた営業・マーケティング関連資金、新規ライセンス導入のための契約一時金や買収資金が必要となります。しかしながら、平成29年度末時点で当社の財政状態が自己資本の増強を求められる水準にある状況下で、現在の当社の基本的な収支構造が存続する平成32年度末までは、トレアキシン®の製品売上による収益のみではこれらの資金を賄うには十分ではありません。自社販売体制の構築に係わる費用と医薬情報担当者(MR: Medical Representative)等を継続的に雇用する費用等を考慮しても、製品販売による粗利がエーザイとの間で一定の割合で分配される現在の事業提携契約が満了することによって当社の粗利が向上し収益が飛躍的に増加する平成33年度の黒字転換を確実なものとするために、平成32年度末までの3ヶ年の間に追加の資金調達を実施する必要があります。このような状況の中で、当社は、あらゆる資金調達の選択肢について、当社の事業モデル、経営方針、本中期経営計画、資金需要等に理解の深い支援先からの調達を行うことを検討し、今回、本スキームを実施し、追加資金を調達することを決定しました。当社は、引き続きトレアキシン®及びリゴセルチブのパイプラインの開発を進め、営業収益基盤強化のための自社販売体制構築の準備を進め、有望な新薬候補品の探索やトレアキシン®の更なる可能性の追求に力を入れ、製品化の確度の高い新薬候補品を導入し開発を行うことを通じて、パイプラインの価値を拡充させることで当社の事業価値を最大限に高めることを目指してまいります。

また、本新株予約権による資金調達においては、行使コミット条項によりある程度の資金調達タイミングの予測は付くものの、割当予定先による行使の都度、段階的に調達が行われることになるため、調達の時期が不確定なものとなりますが、特に下記「4 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載の長期的な成長機会を確保するための新規ライセンス導入やM&A等の投資といった即時の資金需要に対応できるよう、本買取契約と同時に割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社との間で、下記に記載する本借入契約を締結することを決定いたしました。

(本借入契約の概要)

(1) 締結日	平成30年4月25日
(2) 極度額	15億円
(3) 期間	平成30年4月25日(同日を含む。)から平成33年4月25日(同日を含む。)までの3年間
(4) 金利	0.5%
(5) ファシリティー・フィー	無し
(6) 個別貸付実行手数料	無し
(7) 個別貸付実行金額・借入申込回数	<p>下記条件により計算される金額の範囲内で借入人の申込み金額とする。</p> <p>本借入契約締結日から第45回新株予約権全部行使期間(本買取契約において定義される。以下同じ。)の満了日までの間に借入申込がなされた場合(なお、当社は当該期間中に1回に限り借入申込をすることができる。)</p> <p>当該借入申込時点における第45回新株予約権の残存数×当該借入申込時点において適用のある第45回新株予約権の行使価額×30%</p> <p>第46回新株予約権全部行使期間(本買取契約において定義される。以下同じ。)が開始する10取引日前から同期間の満了日までの間に借入申込がなされた場合(なお、当社は当該期間中に1回に限り借入申込をすることができる。)</p> <p>当該借入申込時点における第46回新株予約権の残存数×当該借入申込時点において適用のある第46回新株予約権の行使価額×30%</p> <p>第47回新株予約権全部行使期間(本買取契約において定義される。以下同じ。)が開始する10取引日前から同期間の満了日までの間に借入申込がなされた場合(なお、当社は当該期間中に1回に限り借入申込をすることができる。)</p> <p>当該借入申込時点における第47回新株予約権の残存数×当該借入申込時点において適用のある第47回新株予約権の行使価額×30%</p> <p>当社は、上記乃至に定める期間の間以外は、借入申込をすることができない。</p>
(8) 満期日	<p>本借入契約締結日から第45回新株予約権全部行使期間の満了日までの間に借入申込がなされた場合</p> <p>第45回新株予約権全部行使期間の満了日の20取引日後の日</p> <p>第46回新株予約権全部行使期間が開始する10取引日前から同期間の満了日までの間に借入申込がなされた場合</p> <p>第46回新株予約権全部行使期間の満了日の20取引日後の日</p> <p>第47回新株予約権全部行使期間が開始する10取引日前から同期間の満了日までの間に借入申込がなされた場合</p> <p>第47回新株予約権全部行使期間の満了日の20取引日後の日</p>
(9) 個別貸付返済条件	本新株予約権が行使される度に、その行使代金の全額を貸付の返済に充当する

(2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先であるEVO FUND(以下、「割当予定先」といいます。)に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は割当予定先との間で、本新株予約権の募集に係る有価証券届出書の効力発生後に、下記の内容を含む本買取契約を締結します。なお、当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の権利行使に伴う行使価額を、本借入契約に基づく借入れ(以下、「本借入」といいます。)の早期返済に充当していくことを合意しております。したがって、本借入契約に基づき個別融資が実行されている場合には、本新株予約権の行使に伴う行使価額は原則として全て融資の返済に充当されることとなります。

行使コミット条項

<コミット条項>

第45回新株予約権について、割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌日(当日を含む。)から、原則として122価格算定日目の日(当日を含む。)(以下、「全部コミット期限」といいます。)までの期間(以下、「全部コミット期間」といいます。)に、割当予定先が保有する第45回新株予約権の全てを行使することをコミットしています。

かかる全部コミットが存在することで、当社は本件による資金調達の確実性を高めることができます。

また、割当予定先は、第45回新株予約権の払込期日の翌日(当日を含む。)から、原則として67価格算定日目の日(当日を含む。)までの期間(以下、「前半コミット期間」といいます。)に、8,000,000株相当分以上の第45回新株予約権を行使することをコミットしています。

また、全部コミット期間中の各価格算定期間に属するいずれかの取引日において、取引所の発表する当社普通株式の終値が当該取引日において適用のある下限行使価額の110%以下となった場合(以下、「コミット期間延長事由」といいます。)には、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、全部コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は合計8回(40価格算定日)を上限とします。)。前半コミット期間中のいずれかの取引日においてコミット期間延長事由が発生した場合も、同様に、コミット期間延長事由が1回発生する毎に、前半コミット期間は5価格算定日ずつ延長されます(但し、かかる延長は4回(20価格算定日)を上限とします。)

なお、全部コミット期間及び前半コミット期間の双方について、上記の延長は、同一の価格算定期間中において生じたコミット期間延長事由につき1回に限られ、同一の価格算定期間中において複数のコミット期間延長事由が生じた場合であっても、当該コミット期間延長事由に伴う延長は1回のみとなります。

<コミット条項の消滅>

前半コミット期間中において、コミット期間延長事由の発生に伴う前半コミット期間の延長が4回を超えて発生した場合、前半コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。同様に、全部コミット期間中において、コミット期間延長事由が8回を超えて発生した場合、全部コミットに係る割当予定先のコミットは消滅します。

また、全部コミット及び前半コミットに係る割当予定先のコミットは、第45回新株予約権の払込期日の翌日以降に市場混乱事由が発生した取引日が累積して20取引日に達した場合にも消滅します。

なお、これらのコミットの消滅後も、割当予定先は、その自由な裁量により任意の数の第45回新株予約権を行使することができます。

行使価額の修正

いずれの本新株予約権についても、その行使価額は、平成30年4月27日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正されます。この場合、行使価額は、各修正日に、基準行使価額に修正されます。基準行使価額の算出に際しましては、割当予定先と議論を行った上で、同種の資金調達案件との条件比較から、割当予定先の投資家としての収益確保のためにディスカウント率を8%として計算することとしました。但し、当該金額が各本新株予約権に係る下限行使価額を下回る場合には当該各下限行使価額が修正後の行使価額となります。

下限行使価額は第45回新株予約権については113円、第46回新株予約権については113円、第47回新株予約権については113円としますが、上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。各下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達額の最大化を図るという要素を割当予定先と当社間で議論の上決定したものであります。

(3) 資金調達方法の選択理由

上記「(1)資金調達の目的」に記載した資金用途の目的に合う資金調達の方法を検討していましたが、下記「(4)本スキームの特徴」に記載の本スキームのメリット及びデメリット並びに「(5)他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本スキームが下記「4 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載した各資金使途に必要な資金を、比較的早期に相当程度高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ追加的な資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズに最も合致していることから、総合的な判断により、本スキームを採用することを決定しました。

(4) 本スキームの特徴

本スキームによる資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

今後の資金調達プランの確立

通常、新株予約権は近い将来に必要な資金調達のみを実施しますが、本スキームにおいては、今後3年間に渡る資金調達プランが確定され、弊社及び投資家にとっても将来の資金調達見通しが立てやすくなります。また、本新株予約権には取得条項が付されているため、将来の事情の変化によっては、取得・消却することが可能です。

資金調達コストの削減

複数回の決議・発行の手続きを経るよりも、調達に係るコストを削減する事が可能となります。

短期間における確実な資金調達

第45回新株予約権(対象となる普通株式20,000,000株)は原則として平成30年10月23日までに、第46回新株予約権(対象となる普通株式15,000,000株)は原則として平成31年9月17日までに、第47回新株予約権(対象となる普通株式15,000,000株)は原則として平成32年9月16日までに、それぞれ全部行使(全部コミット)されます。また、本新株予約権とあわせて本借入を行うことにより、本新株予約権の行使を待たずに一定額の資金をあらかじめ調達することができます。

時期に応じた資金調達

全部コミットに加え、第45回新株予約権(対象となる普通株式20,000,000株)は原則として平成30年8月2日までに、第46回新株予約権(対象となる普通株式15,000,000株)は原則として平成31年7月11日までに、第47回新株予約権(対象となる普通株式15,000,000株)は原則として平成32年7月13日までに、それぞれの回号の本新株予約権数の約40%(第45回新株予約権については対象となる普通株式数8,000,000株、第46回及び第47回新株予約権については対象となる普通株式数6,000,000株)の行使もコミット(前半コミット)されており、全部コミットによるまとまった資金調達と、前半コミットによるより早期の段階におけるタイムリーな資金調度を両立することができます。

最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は合計50,000,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。そのため、希薄化率が当初予定より増加する事はありませ

株価上昇時の調達額の増額

株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

株価上昇時の行使促進効果

今回本新株予約権の行使により発行を予定している50,000,000株について、行使期間中に株価が大きく上昇する場合、割当予定先が投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、行使期間の満了を待たずに速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

[デメリット]

当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

株価低迷時に、資金調達額が減少する可能性

本新株予約権の行使期間中、株価が長期的に発行当初の株価を下回り推移する状況では、当初株価に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があります。また、株価が下限行使価額の110%を上回らない場合には行使が進まない可能性があります。

割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。現在の当社普通株式の流動性も鑑みると、割当予定先による当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(5) 他の資金調達方法

新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、近年において実施された事例が乏しく、割当予定先である既存投資家の参加率が非常に不透明であることから、本スキームと比べて必要資金を調達できない可能性が高く、また、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では適当な割当先が存在しません。

行使価額が固定された転換社債(CB)

通常CBの転換は割当先の裁量により決定されるため、資本増強の蓋然性・タイミングが不透明な一方、本スキームにおいては、行使コミット条項により割当予定先の本新株予約権の行使が約束されているため、蓋然性が高く、早いタイミングでの資本増強が期待されます。そのため、今回の資金調達方法として本スキームと比較した場合に、適当でないと判断いたしました。

MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、本スキームの方が株主への影響が少ないと考えております。

行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本スキームと比較して低いと考えられます。また、当社の株価のボラティリティを考えると、現時点において適切な行使価額を設定することは難しいと考えております。その為、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が少なく、当社においても現時点では実施の目処は立っておりません。他方でノンコミットメント型のライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施する事が出来ません。

借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があることから、今回は必要調達額の全額を借入又は社債により調達する形ではなく、財務健全性や今後の借入余地とのバランスを勘案しながら無担保融資を受ける事も可能となる資金調達を行うことが適当と判断いたしました。なお当社は、早期返済条項に基づき本新株予約権の行使により調達した資金を本借入の弁済金として優先的に充当する予定であることから、本借入の借入金は本新株予約権の行使による資金調達までのつなぎ資金の性質を有しております。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は割当予定先との間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、上記「1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (2) 資金調達方法の概要」記載の内容を定める本買取契約を締結いたします。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

本買取契約において、割当予定先が本新株予約権を保有している限り、割当予定先は取引所市場外において当社の株券の買付けを行わない旨を定めております。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役であり、大株主である吉田文紀は、その保有する当社普通株式について、割当予定先への貸株を行う予定です。
割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他処分しないものとする旨、貸主との貸株契約書にて定めております。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。
7. 第45回新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 第45回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
 - (2) 第45回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、第45回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3) 第45回新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該第45回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。)が上記(2)の口座に入金された日に発生します。
8. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該第45回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は第45回新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。
9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
第45回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、第45回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行新株予約権証券(第46回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	15,000,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	6,600,000円
発行価格	新株予約権1個につき0.44円 (新株予約権の目的である株式1株につき0.44円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年4月25日(水)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	シンバイオ製薬株式会社 法務部 東京都港区虎ノ門三丁目2番2号
払込期日	平成30年4月25日(水)
割当日	平成30年4月25日(水)
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 四谷支店

- (注) 1. 第46回新株予約権については、平成30年4月9日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後に割当予定先との間で本買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
3. 第46回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 第46回新株予約権の目的である株式の総数は15,000,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第46回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準</p> <p>第46回新株予約権の行使価額は、平成30年4月27日に初回の修正がされ、以後5価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して5価格算定日目の日の翌取引日(以下、「修正日」という。)に、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(VWAP)の単純平均値の93%に相当する金額の1円未満の端数を切捨てた額(以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度</p> <p>行使価額は、5価格算定日に一度の頻度で修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限</p> <p>「下限行使価額」は当初113円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限</p> <p>15,000,000株(発行済株式総数に対する割合は27.8%)</p> <p>6. 第46回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限行使価額にて第46回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)</p> <p>1,701,600,000円(但し、第46回新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>第46回新株予約権の目的である株式の総数は15,000,000株(第46回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。))は1株とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、第46回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第46回新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p>

新株予約権の行使時の払込金額

1. 第46回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各第46回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
2. 第46回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、209円とする(以下、「当初行使価額」という。)
3. 行使価額の修正
行使価額は、平成30年4月27日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、基準行使価額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に本欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。
4. 行使価額の調整
- (1) 当社は、第46回新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$
- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- 本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

新株予約権の行使時の払込金額

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号乃至の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第46回新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

1円未満の端数を切り上げる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>(7) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第46回新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>3,141,600,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、第46回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第46回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第46回新株予約権を消却した場合には、第46回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第46回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第46回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る第46回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第46回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 第46回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>

新株予約権の行使期間	<p>1. 第46回新株予約権の行使期間 平成30年4月26日(当日を含む。)から平成33年4月26日(当日を含む。)までとする。</p> <p>2. 市場混乱事由 当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらずないものとする。)</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 第46回新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 四谷支店</p>
新株予約権の行使の条件	第46回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、第46回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会が定めた第46回新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)の10取引日以上前に第46回新株予約権の新株予約権者に通知することにより、第46回新株予約権1個当たり0.44円の価額(対象となる第46回新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する第46回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。第46回新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、当社は、第46回新株予約権にかかる全部コミット期間(下記注1参照)に属する日を取得の効力が生ずる日として第46回新株予約権の全部又は一部を取得することはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	第46回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

前記「1 新規発行新株予約権証券(第46回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等 (注)1」を参照。

なお、第46回新株予約権に係る全部コミット期間は第46回新株予約権の払込期日の1年後の応当日の翌取引日(当日を含む。)から97価格算定日目までの期間、前半コミット期間(コミット対象となる第46回新株予約権の数は6,000,000個)は第46回新株予約権の払込期日の1年後の応当日の翌取引日(当日を含む。)から52価格算定日目までの期間です。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は割当予定先との間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、本買取契約を締結いたします。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

本買取契約において、割当予定先が本新株予約権を保有している限り、割当予定先は取引所市場外において当社の株券の買付けを行わない旨を定めております。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役であり、大株主である吉田文紀は、その保有する当社普通株式について、割当予定先への貸株を行う予定です。
割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他処分しないものとする旨、貸主との貸株契約書にて定めております。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。
7. 第46回新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 第46回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
 - (2) 第46回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、第46回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3) 第46回新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該第46回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。)が上記(2)の口座に入金された日に発生します。
8. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該第46回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は第46回新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。
9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
第46回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、第46回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3 【新規発行新株予約権証券(第47回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	15,000,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	5,700,000円
発行価格	新株予約権1個につき0.38円 (新株予約権の目的である株式1株につき0.38円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年4月25日(水)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	シンバイオ製薬株式会社 法務部 東京都港区虎ノ門三丁目2番2号
払込期日	平成30年4月25日(水)
割当日	平成30年4月25日(水)
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 四谷支店

- (注) 1. 第47回新株予約権については、平成30年4月9日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後に割当予定先との間で本買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
3. 第47回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<p>1. 第47回新株予約権の目的である株式の総数は15,000,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載の通り、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第47回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準</p> <p>第47回新株予約権の行使価額は、平成30年4月27日に初回の修正がされ、以後5価格算定日(以下に定義する。)が経過する毎に修正される。価格算定日とは、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)において売買立会が行われる日(以下、「取引日」という。)であって、別記「新株予約権の行使期間」欄第2項に定める市場混乱事由が発生しなかった日をいう。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、直前に行使価額が修正された日(当日を含む。)から起算して5価格算定日目の日の翌取引日(以下、「修正日」という。)に、修正日に先立つ5連続価格算定日(以下、「価格算定期間」という。)の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の単純平均値の94%に相当する金額の1円未満の端数を切捨てた額(以下、「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間内に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度</p> <p>行使価額は、5価格算定日に一度の頻度で修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限</p> <p>「下限行使価額」は当初113円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限</p> <p>15,000,000株(発行済株式総数に対する割合は27.8%)</p> <p>6. 第47回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限行使価額にて第47回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)</p> <p>1,700,700,000円(但し、第47回新株予約権は行使されない可能性がある。)</p> <p>7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>第47回新株予約権の目的である株式の総数は15,000,000株(第47回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は1株)とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、第47回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第47回新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p>

新株予約権の行使時の払込金額

1. 第47回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各第47回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
2. 第47回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、当初、211円とする(以下、「当初行使価額」という。)
3. 行使価額の修正
行使価額は、平成30年4月27日に初回の修正がされ、以後5価格算定日が経過する毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日に、基準行使価額(但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、いずれかの価格算定期間に本欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各価格算定日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格は当該事由を勘案して調整される。
4. 行使価額の調整
- (1) 当社は、第47回新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。
- $$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$
- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- 本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

新株予約権の行使時の払込金額

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号乃至の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第47回新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

1円未満の端数を切り上げる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。</p> <p>(7) 第3項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前の行使価額、修正又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第47回新株予約権の新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>3,170,700,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、第47回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。第47回新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第47回新株予約権を消却した場合には、第47回新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第47回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第47回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る第47回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の第47回新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 第47回新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>

新株予約権の行使期間	<p>1. 第47回新株予約権の行使期間 平成30年4月26日(当日を含む。)から平成33年4月26日(当日を含む。)までとする。</p> <p>2. 市場混乱事由 当社普通株式に関して以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。</p> <p>(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄又は整理銘柄に指定されている場合</p> <p>(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合(取引所において取引約定が全くない場合)</p> <p>(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限(ストップ安)のまま終了した場合(取引所における当社普通株式の普通取引が比例配分(ストップ配分)で確定したか否かにかかわらずないものとする。)</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 第47回新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 行使請求の取次場所 該当事項なし。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 四谷支店</p>
新株予約権の行使の条件	第47回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、第47回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会が定めた第47回新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)の10取引日以上前に第47回新株予約権の新株予約権者に通知することにより、第47回新株予約権1個当たり0.38円の価額(対象となる第47回新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する第47回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。第47回新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、当社は、第47回新株予約権にかかる全部コミット期間(下記注1参照)に属する日を取得の効力が生ずる日として第47回新株予約権の全部又は一部を取得することはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	第47回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

前記「1 新規発行新株予約権証券(第45回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等 (注)1」を参照。
 なお、第47回新株予約権にかかる全部コミット期間は第47回新株予約権の払込期日の2年後の応当日の翌取引日(当日を含む。)から97価格算定日目までの期間、前半コミット期間(コミット対象となる第47回新株予約権の数は6,000,000個)は第47回新株予約権の払込期日の2年後の応当日の翌取引日(当日を含む。)から52価格算定日目までの期間です。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社は割当予定先との間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、本買取契約を締結いたします。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
本買取契約において、割当予定先が本新株予約権を保有している限り、割当予定先は取引所市場外において当社の株券の買付けを行わない旨を定めております。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役であり、大株主である吉田文紀は、その保有する当社普通株式について、割当予定先への貸株を行う予定です。
割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他処分しないものとする旨、貸主との貸株契約書にて定めております。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。
7. 第47回新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 第47回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使請求期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
 - (2) 第47回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、第47回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3) 第47回新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該第47回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額(行使請求に必要な事項の通知と同日付で上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。)が上記(2)の口座に入金された日に発生します。
8. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該第47回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は第47回新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。
9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
第47回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、第47回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
10,463,100,000	50,000,000	10,413,100,000

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(第45回新株予約権10,800,000円、第46回新株予約権6,600,000円、第47回新株予約権5,700,000円、合計23,100,000円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(第45回新株予約権4,140,000,000円、第46回新株予約権3,135,000,000円、第47回新株予約権3,165,000,000円、合計10,440,000,000円)を合算した金額であります。
2. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用・弁護士費用・届出書データ作成料10,000千円、法務局登記費用35,000千円、その他諸費用(司法書士費用・信用調査費用等)5,000千円です。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

当社は、下記3項目の資金使途を目的として、本新株予約権の発行を決議いたしました。

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記の通り合計10,413,100,000円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下の通り予定しています。

なお、本借入契約に基づく借入残高がある場合は、本新株予約権の行使によって調達する資金は、優先的に当該借入金の返済を目的として利用いたします。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
導入済パイプラインの開発	4,700	平成30年4月～平成32年12月
自社販売体制の構築	3,300	平成30年4月～平成32年12月
長期的な成長機会を確保するための新規ライセンス導入やM&A等の投資	2,413	平成30年4月～平成32年12月
合計	10,413	

導入済パイプラインの開発

トレアキシン®の適応症拡大として再発・難治性びまん性大細胞型B細胞リンパ腫を対象とした第 相臨床試験及びトレアキシン®経口剤の進行性固形がんを対象とした第 相臨床試験にかかる経費のうち平成30年12月末までにそれぞれ700百万円、400百万円の発生が見込まれますが、これらは平成29年8月に決議を行った第42回新株予約権の行使完了(調達額1,910百万円)によってカバーされる一方で、平成31年以降に支出が想定される900百万円及び800百万円を上表の資金使途に算入しております。トレアキシン®液剤(RTD製剤及びRI製剤)の開発、リゴセルチブ注射剤の第 相臨床試験及びリゴセルチブ経口剤の第 相臨床試験に続く第 相臨床試験にかかる経費につきましては、それぞれ1,700百万円、900百万円、400百万円を今後の支出として見込んでおります。

自社販売体制の構築

平成32年12月のエーザイとの事業提携契約の満了、及びリゴセルチブ注射剤の上市時期を見据え、新たな事業提携の可能性による粗利分配とコスト負担配分のあり方との比較を検証しながら利益の最大化を図るために、平成33年度における自社販売体制の確立に向けて既に準備を開始しておりますが、そのうち営業・マーケティングの経費に区分されるものとして平成30年4月以降に支出が想定される金額を算入しております。より具体的には、医療機関に医薬品情報等を提供する医薬情報担当者(MR: Medical Representative)を中心とした営業人員の採用費及び人件費(1,700百万円)、医薬品の有効性及び安全性を周知させるための営業・マーケティング活動費(1,300百万円)、卸店を通じた医薬品の流通を支える販売システムの構築費(300百万円)などの見積りを積み上げて計算しております。

長期的な成長機会を確保するための新規ライセンス導入やM&A等の投資

当社は常に中長期的な視点に立ち、収益性と成長性を兼ね備えたバイオ製薬企業へと成長を図るため、新薬開発候補品のライセンス権利取得に向けて探索評価を継続して実施しており、常時、複数のライセンス候補案件を検討しております。そのような新薬候補品の権利取得又は新薬候補品保有企業の買収のために必要とされる一時金としては、当社の過去の経験から一件あたり1,000~1,500百万円が想定され、案件の具体化により相手方との交渉に即時に臨むことができるよう平成32年度末までに1~2案件のライセンス案件に相当する金額を算入しております。

上記資金使途は、平成32年12月までの資金使途の内訳を記載したのですが、導入済パイプラインの開発と自社販売体制の構築にかかるコストは継続して発生するため、調達した資金を優先的に漸次充当します。一方で、

長期的な成長機会を確保するための新規ライセンス導入やM&A等の投資はライセンス案件が合意に至るタイミングで調達した資金をまず充当し、予定調達金額を超える部分は自己資金で充当することになります。但し、本借入契約に基づき個別融資が実行されている場合には、本新株予約権の行使に伴う調達資金は原則として全て融資の返済に充当されることとなります。なお、資金調達額や調達時期は本資金調達の進捗状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその内訳については変更される可能性があります。また、株価や出来高等によっては本資金調達の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。

このように本資金調達によって十分な資金を調達することができなかつた場合には、別途の手段による資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う可能性があります。資金使途及びその内訳の変更や別途の資金調達の実施、事業計画の見直しを行った場合、その都度、速やかに開示を行います。

なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との関係

a. 割当予定先の概要	名称	EVO FUND (エボ ファンド)
	本店の所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005 Cayman Islands
	国内の主たる事務所の 責任者の氏名及び連絡 先	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下の通りとなっております。 EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム
	資本金	払込資本金：1米ドル 純資産：約24.1百万米ドル
	事業の内容	ファンド運用金融商品取引業
	主たる出資者及びその 出資比率	EVO Feeder Fund 100%
b. 提出者と割当予定 先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、導入済パイプラインの開発及び自社販売体制の構築並びに長期的な成長機会を確保するための新規ライセンス導入やM&A等の投資のための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。そのような状況の中、EVOLUTION JAPAN証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン)から平成29年12月に本資金調達に関する提案を受けました。当該提案を当社内にて協議・検討した結果、本スキームが、当社の今後数年間の資金需要を相当程度高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ追加的な資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズにより合致していると判断しました。また、割当予定先についても当社内にて協議・検討しましたが、下記に記載の通り、同様のスキームによる投資実績を有していること等から、割当予定先として適当であると判断しました。その結果、本スキームの採用及びEVO FUNDを割当予定先とすることを決定いたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を目的として平成18年12月に設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)であります。これまでの投資実績として、株式会社フューチャーベンチャーキャピタル(平成28年9月発行、同年12月行使完了)、インスペック株式会社(平成29年3月発行、同年7月行使完了)及び株式会社エディア(平成29年8月発行、同年10月行使完了)、株式会社リミックスポイント(平成29年10月発行、平成30年1月行使完了)の第三者割当の方法による新株予約権増資案件において、本新株予約権と同様の手法を用いて、割り当てられた新株予約権のすべてを行使し、発行会社の資金調達に寄与した実績があります。割当予定先は、EVOLUTION JAPANアセットマネジメント株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン)から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、Evolution Capital Investments LLC(774 Mays Blvd. Ste. #10 Incline Village, Nevada 89451 USA 代表社員 マイケル・ラーチ)の100%子会社であるEVO Feeder Fund(c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190Elsin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Island 代表取締役マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)以外の出資者はおらず、割当予定先の運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入れを除き、全額自己資金であります。また、Evolution Capital Investments LLCの出資者は同社代表社員であるマイケル・ラーチ氏のみであります。

割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社が、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券株式会社は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド(Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社の斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、50,000,000株であり、その内訳は以下の通りです。

第45回新株予約権：20,000,000株

第46回新株予約権：15,000,000株

第47回新株予約権：15,000,000株

(4) 株券等の保有方針

割当予定先は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場外でのブロックトレード等を含めてマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針である旨を口頭にて確認しております。

また、当社と割当予定先は、下記の内容を含む本買取契約を締結します。

- ア．当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使(以下、「制限超過行使」といいます。)を行わせないこと。
- イ．割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、当該本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。
- ウ．割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社の間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

(5) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの平成30年2月28日時点における現金・有価証券等の資産から借入等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した株式又は下記株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を売却する事により資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないこと、また、各新株予約権の行使時期は重ならない想定であることから、割当先は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

(6) 割当予定先の実態

当社は、EVOLUTION JAPAN証券株式会社により紹介された割当予定先及びその100%出資者であるEVO Feeder Fundと、両社の役員であるマイケル・ラーチ氏、リチャード・チゾム氏について反社会的勢力等と何らかの関係性を有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報の検索により割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社JPリサーチ&コンサルティング(東京都港区虎ノ門三丁目7番12号 代表取締役 古野啓介)に割当予定先及びその100%出資者であるEVO Feeder Fund、EVO Feeder Fundの100%出資者であるEvolution Capital Investments LLC、Evolution Capital Investments LLCの単独の出資者であるマイケル・ラーチ氏、さらに、割当予定先及びEVO Feeder Fundの役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、本買取契約において、いずれの本新株予約権についても、その譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められます。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂1丁目1番8号)に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率について一定の前提を置き、割当予定先が行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように権利行使期間に渡り一定数量の本新株予約権の権利行使を行うことを想定し、割当予定先の本新株予約権行使及び株式売却の際に負担する本新株予約権の発行コスト及び株式処分コストについては、他社の公募増資や新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、第45回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の0.54円、第46回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の0.44円、第47回新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の0.38円とし、本新株予約権の行使価額は当初、行使価額の修正における計算方法に準じて、平成30年4月6日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として、それに対し6～8%下回る額としました。

本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。また、当初行使価額及び行使価額の修正におけるディスカウント率6～8%は、割当予定先の投資家としての立場を踏まえ、協議の結果、最終的に当社が決定したものでありますが、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において第三者割当による株式の発行に際して払込金額が取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることが要請されている点とも整合的であり、かつ当該条件は本新株予約権の発行価額に織り込まれていることから、本新株予約権の発行価額は特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。

なお、当社監査役3名全員(全員が会社法上の社外監査役)からは、本新株予約権の発行要項の内容及び当該算定機関の算定結果を踏まえ、下記事項について確認し、本新株予約権の発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

- ・株式会社赤坂国際会計は新株予約権評価に関する知識・経験を有し当社経営陣及び割当予定先から独立していると考えられること
- ・払込金額の算定にあたり、株式会社赤坂国際会計は公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社普通株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該評価額は合理的な公正価格と考えられること
- ・払込金額が当該評価額と同等であること

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数50,000,000株(議決権数500,000個)は、平成29年12月31日現在の当社発行済株式総数54,049,224株及び議決権数540,446個を分母とする希薄化率としては92.5%(議決権ベースの希薄化率は92.5%)に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に相当の希薄化が生じることになります。

しかしながら、本新株予約権は3年間に渡って、3回に分けて行使される予定であり、1年当たりの発行数は、1年目は20,000,000株(希薄化率は37.0%)、2年目及び3年目はそれぞれ15,000,000株(希薄化率は27.8%)となる予定です。また、本資金調達により今後3年間の資金調達を確立し、その資金を導入済パイプラインの開発及び自社販売体制の構築並びに長期的な成長機会を確保するための新規ライセンス導入やM&A等の投資に充当することにより、安定的な事業基盤の確立と中長期的な企業価値向上を図る方針であり、中長期的には企業価値の向上を通じて既存株主の皆さまの利益に資するものと判断しております。また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は1,035,534株であり、各本新株予約権を行使期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有しておりますが、第45回新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数20,000,000株を、割当予定先の全部コミット期間である122価格算定日で行使売却とした場合の1取引日当たりの株数は163,934株(直近平均6ヶ月平均出来高の15.8%)、第46回及び第47回新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数15,000,000株を、割当予定先の全部コミット期間である97価格算定日で行使売却とした場合の1取引日当たりの株数は154,639株(直近平均6ヶ月平均出来高の14.9%)となり、また本新株予約権が全て行使された場合に、交付されることとなる当社普通株式数50,000,000株が第45回乃至第47回新株予約権の行使期間である3年間で行使売却とした場合の1取引日当たりの株数は68,120株(直近6ヵ月平均出来高の6.6%)であるため株価に与える影響は限定的なものと考えております。さらに、本新株予約権の第三者割当(以下、「本第三者割当」といいます。)により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、第三者委員会を設置いたしました。同委員会は本第三者割当の必要性及び相当性につき検討し、同委員会は本第三者割当の必要性及び相当性が認められるとの意見を表明いたしました。したがって、本新株予約権による資金調達に係る当社普通株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当により発行される本新株予約権の目的となる株式数50,000,000株に係る割当議決権数は500,000個となり、当社の総議決権数540,446個(平成29年12月31日)に占める割合が92.5%となり、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

本件に基づき新たに発行される当社普通株式の数は最大50,000,000株(議決権500,000個)ですが、本新株予約権の行使は、複数回に分けて発行されるものであり、これらが全て同時に発行されることはありませんので、第三者割当後の大株主の状況は以下の記載と異なることがあります。

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
EVO FUND (常 任 代 理 人 EVOLUTION JAPAN 証券 株式会社)	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman)Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1- 9005, Cayman Islands (東京都千代田区紀尾井町 4番1号)			50,000,000	48.06
吉田 文紀	東京都港区	3,120,000	5.77	3,120,000	3.00
CEPHALON, INC. (常 任 代 理 人 テバ ファーマスーティカル 株式会社)	41 Moores Road Frazer Pennsylvania 19355 USA (港区虎ノ門5丁目1番5 号)	2,589,000	4.79	2,589,000	2.49
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1丁目2番10号	1,812,000	3.35	1,812,000	1.74
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目 4番地	993,800	1.84	993,800	0.96
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁 目9番1号	853,000	1.58	853,000	0.82
エーザイ株式会社	東京都文京区小石川4丁目 6番10号	833,400	1.54	833,400	0.80
早稲田1号投資事業有 限責任組合	東京都新宿区喜久井町65番 地 糟屋ビル3階	684,000	1.27	684,000	0.66
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6 番1号	595,300	1.10	595,300	0.57
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常 任 代 理 人 株式会 社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (千代田区丸の内2丁目7 - 1)	577,700	1.07	577,700	0.56
計		12,058,200	22.31	62,058,200	59.65

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年12月31日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。
2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年12月31日時点の総議決権数(540,446個)に、本新株予約権の目的となる株式発行により増加する議決権数(500,000個)を加えた数で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。
3. 割当予定先の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。割当予定先より、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を、当社の企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社普通株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認しております。このため、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の長期保有は見込まれない予定です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

本第三者割当は、割当議決権数が総議決権数に占める割合が92.5%となり、大規模な第三者割当に該当しますが、本中期経営計画達成のために必要とされる更なるパイプラインの充実、製品ライフサイクルの延長及び自社販売体制構築に必要な資金調達であり、中長期的な企業価値向上を通じて既存株主の皆さまの利益に資するものと判断しております。

本中期経営計画においては平成33年度の収益化(当期純利益の黒字化)を最優先の経営目標に掲げておりますが、当社が中長期的な成長性を確保し、持続性と成長性、さらには収益性を兼ね備えた製薬企業へ転換するためには、次のような取組みを着実に推進していくことが求められます。

<導入済パイプラインの開発>

トレアキシン®のパイプライン価値の最大化を図るべく、以下の開発を着実に進める。

- ・適応症の拡大：再発・難治性びまん性大細胞型B細胞リンパ腫を適応症とした第 Ⅲ相臨床試験を計画通り終了し、平成32年上半期までに承認申請を目指す。
- ・製品ライフサイクルの延長：液剤(RTD製剤及びRI製剤)を平成33年上半期以降に順次市場投入し、早期に現行の凍結乾燥品から液剤への切り替えを進める。
- ・トレアキシン®経口剤の開発：進行性固形がんを対象に経口剤の第 Ⅲ相臨床試験を進め、将来的に新たな治療選択肢を提供できるよう経口剤の製品化に取り組む。

トレアキシン®に次ぐ新医薬品候補として、リゴセルチブ注射剤及び経口剤の臨床試験を進め承認取得を目指すことで、企業成長力を高め収益機会を拡充する。

<自社販売体制の構築>

トレアキシン®の事業価値の最大化を図るべく、承認済適応症の浸透と自社販売体制の構築を進める。

- ・承認済適応症の売上拡大：未治療(初回治療)の低悪性度非ホジキンリンパ腫において更なる市場浸透を進めシェアの拡大を図る。
- ・平成32年12月のエーザイとの事業提携契約の満了、及びリゴセルチブ注射剤の上市時期を見据え、新たな事業提携の可能性による粗利分配とコスト負担配分のあり方との比較を検証しながら、利益の最大化を図るために自社販売体制の構築を進める。

<長期的な成長機会を確保するための新規ライセンス導入やM&A等の投資>

- ・長期的な成長機会を確保するため、トレアキシン®及びリゴセルチブに続く新規開発候補品を探索・評価し、ライセンス確保の検討を継続する。

以上の取組みを着実に進めていくためには、相応の開発資金、自社販売体制構築に向けた営業・マーケティング関連資金、新規ライセンス導入のための契約一時金や買収資金が必要となります。しかしながら、平成29年度末時点で当社の財政状態が自己資本の増強を求められる水準にある状況下で、現在の当社の基本的な収支構造が存続する平成32年度末まではトレアキシン®の製品売上による収益のみではこれらの資金を賄うには十分ではありません。自社販売体制の構築に係わる費用と医薬情報担当者(MR: Medical Representative)等を継続的に雇用する費用等を考慮しても、製品販売による粗利がエーザイとの間で一定の割合で分配される現在の事業提携契約が満了することによって当社の粗利が向上し収益が飛躍的に増加する平成33年度の黒字転換を確実なものとするために、平成32年度末までの3ヶ年の間に追加の資金調達を実施する必要があります。

このように資金需要は差し迫った状況ではありますが、当社の事業は全体的には依然として先行投資段階にあって投下経費が収益を上回る状況が今後3ヶ年は継続する見通しであるために、金融機関による間接金融で資金調達を行うのは極めて難しく、エクイティ・ファイナンスに依拠せざるを得ない状況にあります。そのような制約がある中で、あらゆる資金調達の選択肢について、当社の事業モデル、経営方針、本中期経営計画、資金需要等に理解の深い支援先からの調達を行うことを検討し、今回、本スキームを実施し、追加資金を調達することを決定しました。

当社は、引き続きトリアキシン®及びリゴセルチブのパイプラインの開発を進め、営業収益基盤強化のための自社販売体制構築の準備を進め、有望な新薬候補品の探索やトリアキシン®の更なる可能性の追求に力を入れ、製品化の確度の高い新薬候補品を導入し開発を行うことを通じて、パイプラインの価値を拡充させることで当社の事業価値を最大限に高め、中長期的に株主の皆さまの利益に資することを目指してまいります。

(2) 大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

本新株予約権に係る潜在株式数は50,000,000株(議決権の数は500,000個)であり、平成29年12月31日現在の発行済株式総数54,049,224株(総議決権数540,446個)に対して、合計92.51%(議決権比率92.52%)となります。

本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は50,000,000株であり、本新株予約権については、一定の条件のもと当社の判断により残存している本新株予約権の全部を取得することが可能となっており、希薄化を抑制できる仕組みになっております。

また、本新株予約権の行使により発行される株式につき、割当予定先は、当社の事業遂行、株価動向、市場における取引状況、市場への影響等に十分に配慮しながら市場等にて売却していく方針であることを口頭で確認しております。また、当社株式の直近6ヶ月間における1日当たりの平均出来高は1,035,534株であり、一定の流動性を有しております。したがって、当社といたしましては、導入済パイプラインの開発、自社販売体制の構築及び長期的な成長機会を確保するための新規ライセンス導入やM&A等の投資に係る資金を確保することを目的とする今回の第三者割当による本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しており、既存株主への影響についても合理的な範囲であると判断しております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当により発行される本新株予約権の目的となる株式の総数50,000,000株に係る割当議決権数は500,000個となり、当社の総議決権数540,446個(平成29年12月31日)に占める割合が92.52%となり、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

当社は、本第三者割当による資金調達について、株式の発行と異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないこと、また現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることに鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続を経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでにおよそ2ヶ月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である加本巨弁護士(ホーガン・ロヴェルズ法律事務所)、高橋明人弁護士(高橋・片山法律事務所)と社外監査役(独立役員)渡部潔氏及び社外取締役(独立役員)松本茂外志氏(平成30年3月29日開催の第13期定時株主総会終結の時をもって社外監査役を辞任し、同日付で社外取締役として選任)の4名によって構成される第三者委員会(以下、「本第三者委員会」)を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を平成30年4月9日に入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下の通りです。

(本第三者委員会の意見の概要)

1. 結論

本第三者割当の必要性及び相当性について問題はない。

2. 理由

(1) 必要性

当社の本中期経営計画においては平成33年度の収益化(当期純利益の黒字化)が達成される予定で、それまでの約3年間は既存パイプライン開発、自販体制構築及び新規ライセンス導入のために資金が必要であり、資金調達の必要性がある。

(2) 相当性

(ア)他の資金調達手段との比較

他の資金調達手段である銀行借入、新株発行(公募又は第三者割当)、新株予約権付社債による手段と比較して、本新株予約権による調達に不合理な点は見いだせない。

(イ)割当予定先について

割当予定先については十分な投資実績があり、割当予定先への出資者も含め第三者機関による調査が行われている。

(ウ)発行条件について

発行価格の適正性に関し、実績のある第三者機関が本新株予約権の公正価値評価を行っており、そのプロセスや評価結果に不合理な点は見いだせない。

(エ)希薄化について

本第三者割当により大きな希薄化が生じるものの、調達した資金が導入済パイプラインの開発、自社販売体制の構築及び長期的な成長機会を確保するための新規ライセンス導入やM&A等の投資に充当されることで、当社の企業価値向上に繋がり希薄化を上回る効果があると思われる。

以上の通り、本第三者委員会からは、本新株予約権の発行につき、必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。そして本日開催の取締役会において、本第三者委員会の上記意見を参考に十分に討議・検討した結果、既存株主への影響を勘案しましても、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

当社と加本亘弁護士及び高橋明人弁護士との間には顧問契約を含め、一切取引をした事実は無く、独立性は確保されています。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第13期(自平成29年1月1日 至平成29年12月31日)平成30年3月29日関東財務局長に提出

2 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成30年4月9日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年3月29日に関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成30年4月9日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年3月30日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本届出書提出日(平成30年4月9日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本届出書提出日(平成30年4月9日)現在において変更の必要はないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

シンバイオ製薬株式会社 本店
(東京都港区虎ノ門三丁目2番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。